

# 改正消費税

## 2019年10月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

### 【適格請求書の概要】

- ・ 免税事業者からの仕入れ商品の仕入税額控除の可否  
適格請求書発行事業者については免税事業者を除くとされていますので、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除はできません。  
注)一定期間経過措置が置かれています。

- ・ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の保存が仕入税額控除の要件ですが、例外的に「帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引」があり、下記の場合には適格請求書等の交付及び保存が不要で、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| ① 公共交通機関からのもの（3万円未満） | ⑥ 再生資源又は再生部品                |
| ② 入場券等が使用の際に回収されるもの  | ⑦ 自動販売機（3万円未満）              |
| ③ 古物営業               | ⑧ 郵便・貨物サービス（ポストに投函されたものに限る） |
| ④ 質屋                 | ⑨ 従業員等への出張旅費等               |
| ⑤ 宅地建物取引業            |                             |

注) ③～⑥については相手方が「適格請求書発行事業者でない」場合で、棚卸資産として購入することが必要です。

なお、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる現行の措置については廃止されます。